

男女共同参画法体制と売春防止法体制の整合性を図ることは可能か

— 「性売買助長行為等処罰法」・「性売買防止・性売従事者等支援法」(案)の新法構想とは—

○十文字学園女子大学 片居木 英人 (001716)

[キーワード] 男女共同参画法体制・売春防止法体制・困難女性支援法(略称)

1. 研究目的

「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」(略称「困難女性支援法」: 2022年5月成立、2024年4月施行)は、その2条において、困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。」と規定した。そして、支援の基本理念(同3条)として、「それぞれの意思が尊重されながら」「抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるように」「その福祉が増進されるよう」「発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること」「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」等を掲げた。この基本理念、また併せて同1条の目的の文脈をたどっていくと、男女共同参画社会基本法と強い親近性を有している(その体系下に存在している)ものと、理解することができる。つまり、困難女性支援法は、「男女共同参画法体制に女性福祉の増進としての意味内容をもって位置づけられる法」と考えられるのである。

困難女性支援法により、売春防止法体制内において機能し続けてきた「婦人保護事業」・「婦人補導院」の制度・政策には終止符が打たれた。しかし、売春防止法本体(総則、刑事処分)は引き続き存続している。はたして、男女共同参画法体制と売春防止法体制と整合性を図ることは立法政策(論)として可能なのだろうか。

本発表は、その整合可能性へ向けて、売春防止法「解体」と新法案定立の方向性を探ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点および方法については、男女共同参画法体制と売春防止法体制の根本的法原理及びその特徴について考察を加えるという方法をもって進めることにする。

男女共同参画法体制とは、「日本国憲法—女性差別撤廃条約を上位法として、男女共同参画社会基本法の下に、ジェンダー平等および性(セクシュアリティ)の多様性を人権として保障・擁護するための法の総体とその体系、連関性、制度的仕組み・運用、それらの法的効果の実際」と説明することができるだろう。この体制の核心の基本原理は「個人の尊重、多様性の尊重」という「人権原理」である。一方、売春防止法は「性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすもの」という文言を有し、そこからは「性秩序原理」なるものが浮かび上がってくる。つまり、男女共同参画法体制の「人権原理」と、売春防止法体制の「性秩序原理」は、相反的・乖離的状况にある(原理的根本的矛盾)。個人的保護法益か、

それとも社会的保護法益としての確保かという根本の、法的価値に関わる問題でもある。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程、とりわけ第7条（知的所有権の侵害の禁止）、第9条（剽窃・捏造・改竄の禁止）の遵守。

4. 研究結果

両法体制の整合可能性を探るには、売春防止法「解体」が必要不可欠であると考えます。すなわち、「性売買助長等行為の処罰に関する法律」（略称「性売買助長行為等処罰法」）と「性売買防止及び性風俗特殊営業として性売に従事する者等への支援に関する法律」（略称「性売買防止・性売従事者等支援法」）という二本立ての新法案の定立である。新法案につき私案として構想してみよう。

性売買助長行為等処罰法(案)は刑事法体系に置き、「性をめぐる個人の尊厳（以下、性的尊厳という。）が重んぜられ、性という人格的利益（身体・精神・自由・名誉等）に関する権利（以下、性的人格権という。）が確保されるよう、性売の強要、管理性売、性売の対価からの搾取、ヒモ行為、前借金の貸与、性売のための場所・資金・土地・建物の提供などを処罰の対象とする。」というように、人権原理を基調とする内容に変更させる。

性売買防止・性売従事者等支援法(案)は、男女共同参画法体制に組み入れ、「性売買対策に関し、基本理念及び基本事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、性売買対策を総合的に推進して、性売買防止を図り、あわせて、現に、性売に従事する等、困難な問題を抱え、不利な立場に置かれている者の健康、労働及び福祉にかかわるニーズに配慮し、その相談その他の包括的な支援の充実を図り、もって個人としての性的尊厳及び性的人格権が尊重される社会の形成に資することを目的とする。」ということをおおの基本的指針（法の目的）とし、そこに人権原理を貫通させて、困難女性支援法と関連づけられたものとする。性売買防止・性売従事者等支援法(案)の提起に当たっては、自殺の背景に様々な社会的要因があること、社会的な取組みの必要を述べる「自殺対策基本法」を一つの〈下敷き〉にすることも考えられてよいのではないだろうか。

5. 考察

「性売買防止としての性的人格権」「性売下にあってももの性的人格権」との認識は、性売買に関しては「非犯罪化（非処罰化）」の採用を指向するものである。性買者処罰は、結果として、「相手方である性売者もけっきょくは犯罪者（悪）」とする烙印を押すことにつながる。困難女性支援法2条からも一線を画されてしまうおそれがある。私案としての一立法構想は、整合可能性の問いに、ひとつの有効な視点を提供するものになり得るのではないか。しかし一方、別の極にあって、合法とされている風営法（風俗営業法）体制の性風俗特殊営業をめぐっては、「有害である」とする価値観、「性秩序原理」なるものが強固にまとりついている。はたして、性的人格権と風営法体制との間に調和的秩序を築くことはできるのか。依然として、極めて困難な「法体制」原理矛盾の課題が残されている。